平成２３年（フ）第２７８号
愛知県豊田市寿町４丁目18番地　ＳＣ21―303号、住民票上の住所愛知県豊田市林添町向井田11番地
債務者　大橋　洋平（旧姓浦）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏4747番地３　レオパレスプリーマ207、旧住所埼玉県草加市青柳６丁目54番22号
債務者　西塔　雄一
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６　233号
債務者　宮崎　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
埼玉県吉川市高富１丁目６番地５　鈴木コーポＢ―２号
債務者　吉岡　利秋
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
埼玉県吉川市高富１丁目10番地１柿沼コーポ101号
債務者　與安　三男
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
埼玉県草加市青柳６丁目22番８―508号
債務者　蓬原　安文
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
埼玉県草加市青柳６丁目22番８―508号
債務者　蓬原久美子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
埼玉県八潮市八潮８丁目８番地７
債務者　竹澤　幸子（旧姓山越）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８０６３号
大阪府吹田市津雲台６丁目20番D91―310号
債務者　河邊　常子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５４０号
大阪市生野区桃谷３―10―24、外国人登録原票上の住所大阪府東大阪市寿町３丁目15番６号　富永方
債務者　富永こと　夫　　淑子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０２４号
大阪府寝屋川市池田北町13番３号
債務者　長嵜　二郎
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０７５号
大阪市住吉区山之内１丁目25番11号　ロイヤルハイツ山之内304号
債務者　野﨑　　均
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０８２号
大阪府豊中市上新田１丁目16番11号
債務者　山下システムサービスこと　山下健史郎
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１４０号
大阪府三島郡島本町水無瀬２丁目11番11号
債務者　伏見　　明
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２２１号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目６番10号　第一岩見マンション304号
債務者　野口　秀利
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２５１号
大阪市北区長柄東３丁目２番１―1109号
債務者　廣瀬喜久雄
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３０１号
大阪府豊中市曽根南町２丁目13番29号、住民票上の住所大阪府豊中市服部元町２丁目４番21―301号
債務者　紀和不動産こと　中島　治彦
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３９０号
大阪府寝屋川市高倉１丁目14番31号
債務者　清水　直希（旧姓細田）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部